

アクション・クライミング施設利用者認定制度

2021. 1. 10

アクションのクライミング施設を利用するには検定会を受講し認定証が必要です。

検定の種類

指導者検定・・・他の利用者を4人まで同伴して利用できます。

利用者検定・・・本人が利用できます。

※親子で利用する場合は子供2名まで同伴して利用できます

ボルダリング利用者検定・・・本人がボルダリング施設を利用できます。

検定受講資格

指導者検定・・・20歳以上でクライミング経験が豊富な者

利用者検定・・・クライミング経験がある者

ボルダリング利用者検定・・・クライミング経験は問わない

検定基準

指導者検定・・・クライミング用具、ムーブ、安全確保等を有し、同伴者を安全に指導できること。

利用者検定・・・クライミング用具、ムーブ、安全確保等の技能を有すること。

ボルダリング利用者検定・・・安全にボルダリングができること。

認定証の交付

検定会の合格者には、検定の種類に応じた「認定証」を交付する。

交付を受けた者はアクション窓口に提示し、「利用者カード」の交付を受ける。

クライミング施設を利用する場合は「利用者カード」を提示しアクションの指示に従い利用すること。

認定証の更新

認定証の有効期限は交付を受けた年度を含め3年度とし、期限の年度末までに更新手続きを行うこと。



認定料・更新料

指導者検定(3千円)

利用者検定、ボルダリング検定(2千円)

更新料(1千円)

認定検定会

別紙「受講申請書」を記入し、検定日の1週間前までに申し込むこと。

<注意事項>

- ・クライミングシューズ、ハーネス、確保器(ATC等)・安全環付カラビナ、ビレイ用グローブ等を持参のこと
- ・検定会の最小催行人数は3名とする
- ・参加料は当日、受付で納入すること

更新手続き

別紙「更新申請書」に必要事項を記入し、更新料を振込むこと

更新内容と振込を確認した者には、「認定証」を交付します。